
平成27年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成27年3月18日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成27年3月18日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第21号 周防大島町総合計画策定条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第22号 周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第23号 周防大島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第14 議案第24号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第15 議案第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（委員長報告・
質疑・討論・採決）
- 日程第16 議案第26号 周防大島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に
ついて（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第17 議案第27号 周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定について（委員長報告・
質疑・討論・採決）
- 日程第18 議案第57号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）（討論・採決）
- 日程第19 議会活性化に関する特別委員会の設置について
- 日程第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計予算（委員長報告・質疑・討論・採
決）
- 日程第2 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告・
質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報
告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・質
疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告・質
疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・質
疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・
質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・
質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・質疑・

討論・採決)

- 日程第10 議案第10号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第21号 周防大島町総合計画策定条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第22号 周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第23号 周防大島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第24号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 議案第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 議案第26号 周防大島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 議案第27号 周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第18 議案第57号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(討論・採決)
- 日程第19 議会活性化に関する特別委員会の設置について
- 日程第20 議員派遣について

出席議員(14名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 松井 岑雄君	16番 久保 雅己君

欠席議員（2名）

6番 中本 博明君

7番 魚原 満晴君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君

議事課長 中村 和江君

書記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	前崎 浩二君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	升谷 高広君			
会計管理者兼会計課長	……………				松本 康男君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君
健康増進課長	……………	永田 広幸君			

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） おはようございます。昨日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

中本議員から午前中欠席の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

永田健康増進課長。

○健康増進課長（永田 広幸君） 3月5日、本会議におきまして広田議員さんより御質問のありました後期高齢者医療制度に係る国の負担割合についてお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度では、療養給付費に係る定率国庫負担分といたしまして、国は12分の3となります25%を保険者であります山口県後期高齢者医療広域連合のほうへ負担をさせてい

ただいております。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第21号

日程第12. 議案第22号

日程第13. 議案第23号

日程第14. 議案第24号

日程第15. 議案第25号

日程第16. 議案第26号

日程第17. 議案第27号

○議長（久保 雅己君） 日程第1、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計予算から日程第17、議案第27号周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定についてまでの17議案を一括上程し、これを議題とします。

3月4日及び5日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会報告書が提出されておりますので、17議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会副委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。濱本議員。

○総務文教常任副委員長（濱本 康裕君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月6日委員5名出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行

い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分、議案第9号、議案第21号及び議案第25号から議案第27号の付託議案6件について、お手元に配付いたしているとおり、いずれも全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

審査に当りましたその過程における委員からの発言などについて、その主なものを申し上げます。

まず、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計予算について、議会事務局関係では、委員より議員共済組合負担金がふえたのは、何人分かとの質問に対し、負担割合は、本町のみではなく全国で計算されていて、統一地方選挙により、議員をやめて年金受給する方の増を見込んで負担割合が増加しているとの答弁でした。

次に、政策企画課関係では、委員よりふるさと寄附金について、歳入を増加させる工夫を考えているか、積極的な自治体との格差が開くように思えるとの質問に対し、現時点では制度の趣旨どおりの考え方をしており、お礼として特産品を送っている。今後、寄附金の増加に向けて、物品だけではなく、魅力あるソフト面の内容も含め検討していきたいとの答弁でした。

合併後、町誌編さんに向けて、取り組んでいるのかとの質問に対し、現在は、取り組んでいない。内部で検討していきたいとの答弁でした。

定住ということで、移住者優先で考えているようであるが、長年地域で活動してきた地元業者などの援助も必要ではないかとの質問に対し、町内の方が外に出ないことも定住であると考えているとの答弁でした。

また、地方創生関連事業を進めるに当たっては、縦割り行政ではなく、横断的に連携を取り、職員が共通意識を持って業務を遂行していただきたいとの意見がありました。

次に、総務課関係では、委員より自主防災組織等防災訓練補助金の上限額はいくらか、また、何度も申請できるのかとの質問に対し、上限額は5万円であり、訓練ごとに申請できるとの答弁でした。

自主防災組織防災資機材整備補助金について、一度交付を受けた後、再度申請できるのかとの質問に対し、5年を経過すれば再申請が可能であるとの答弁でした。

自主防災組織の認定数と認定状況はとの質問に対し、平成26年4月21日時点で51件であり、その後増加していないとの答弁でした。

また、自主防災組織の啓発を真剣に取り組んでいただきたい。地域性があり、いざ災害が起こった時に援助が難しい地域が多いことを認識しておいていただきたい、との意見がありました。

次に、財政課関係では、委員より地方創生という大きなプロジェクトに取り組んでいくには、財政的な裏づけが必要となってくる。ここ何年かが正念場と思われるので、そういった意識を持って、引き締めるところは引き締め、改革しながら使うべきところには使うことが大切ではない

かとの質問に対し、基金の名称を改めたのも、そういった意識によるものであるとの答弁でした。

次に、総合支所関係では、委員より前島公民館委託先は、個人か自治会かとの質問に対し、自治会であるとの答弁でした。

次に、教育委員会総務課関係では、委員より中学校統合に関する町民意識調査業務の内容及び対象者をどのように考えているのかとの質問に対し、平成21年4月統合前の統合方針の中で、生徒が300人を切る平成29年4月に1校統合を目指すとの1校案を前提として、通学距離、通学時間、生徒280名を想定し1学年3クラスの9教室、特別教室3クラス合計12教室が必要であることなどを示しながらアンケートを実施していきたいと考えている。対象者は、0歳児から中学生までの全ての保護者としているとの答弁でした。

中学校統合問題については、町として島全体をどのようにランドデザインするのか、町長部局とも協議しながら行っていただきたいとの意見に対し、平成27年度に策定する町の総合計画と整合性のあるものにするとの答弁でした。

総合教育会議のメンバーはどの質問に対し、町長、教育委員4名、教育長の6名であるとの答弁でした。

教職員住宅の全体数、使用状況及び解体予定数はどの質問に対し、全体で43戸あり、入居が31戸、空きが12戸、解体予定が5棟となっているとの答弁でした。

次に、社会教育課関係では、委員より社会教育施設連携協議会の発足は、喜ばしいことであり、町内の施設が連携し、町全体を見据えた、あらゆる角度からの連携を深めてほしいとの意見に対し、まず、社会教育課所管の施設で連携を模索し、今後、商工観光課所管の施設も視野に入れ検討したいとの答弁でした。

久賀公民館の工事請負費の内容はどの質問に対し、耐震改修工事、老朽化した壁や廊下の改修、トイレの全面改修、2階への昇降機の設置などが含まれるとの答弁でした。

なお、会計課、税務課、契約監理課に対して、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員より前島航路で購入するポンツーンの素材は、またノンスリップ加工であるのかとの質問に対し、FRP製でノンスリップ処理されたものを考えているとの答弁でした。

次に、議案第21号周防大島町総合計画策定条例の制定について、委員より構想と計画を策定しなくてもいいということかとの質問に対し、自治法の改正により、計画を策定しない、任意の計画を策定する、条例を制定し、議決案件とするの選択肢の中から、根幹の計画であり、議決案件とすることが適当と考えたとの答弁でした。

次に、議案第25号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員より首長の考え方が、教育委員会の中に

反映することになり、教育委員会の独自性が薄くなるのかとの質問に対し、少し薄まるとも考えられるが最終的な執行権は、教育委員会に留保されている。また、任期が3年となったことにより、首長及び議員の任期中に1回はチェックを受けることになるとの答弁でした。

教育委員会の制度改革について、教育委員会内部や学校現場でどの程度議論や周知理解をされているのかとの質問に対し、教育委員会内部では議論している。各学校への説明は行ってはいないが、校長会では話題にしているとの答弁でした。

また、今回の制度改革が、いい形につながるよう努力していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第26号周防大島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、質疑はありませんでした。

次に、議案第27号周防大島町学校教育施設整備基金条例について、委員より20年間の貸付財産収入を見込んで、積み立てるのか。財源は。また今後入ってくる収入はどうなるのかとの質問に対し、一般財源から20年分を先行して積み立てる。今後入ってくる貸付財産収入は一般会計に組み入れることになるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 総務文教常任委員会副委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会副委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 総務常任委員会のほうは、基本的には今年度当初予算、一般会計予算の全ての歳出を議論するわけです。そういう中で（発言する者あり）ごめん。歳入、歳入の全てにわたって議論するわけです。それで、御承知のように、1年間通じて消費税が引き上げられたっていうのは、8%になって、地方分に行く分が幾ら、それでそういう格好で、消費税交付金が決定されるわけです、それを軸に。それで、私が心配しよるのは、消費税が上がるたびに地方自治体の負担、これは上がっていくというふうに危惧してるわけです。それで、入ってくる分としては、交付金として入ってくるが、実際的な持ちだしについては、ふえていくんじゃないかというのが私の基本的考え方です。そういう中で、今年度、いわゆる予算の議論の中で財政課については、实际的に議員から入りと出について、質疑があったのか、なかったのか。入りっていうのは地方消費税交付金、出といえば、他の課にまたがるかもわかりませんから、入りについての見通しについて、そのようなところがあったのかなかったのか、ちょっと聞いておきたいなと。

それと、もう1点が、中学校の統合問題で、アンケートについて触れられました。实际的に、これもいろんな見解がありまじょうが、生徒数のいわゆる動向がわかる基礎的数字、これが出さ

れて議論されたのかどうなのか、補足説明として多分やられちよるんじゃないかと思うんですが、その辺について、あった範囲で答えていただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○総務文教常任副委員長（濱本 康裕君） 濟いません。2つ目の生徒数の、もう一度お願いしてもいいですか。濟いません。聞き漏れがありました。

○議員（4番 広田 清晴君） 中学校の統合問題について、ゼロ歳からアンケート対象にしますというて今報告されましたので、基本的には、いわゆる今年度の状況と生徒数の状況と、今後の見通しについて一定の数値等が出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺が総務委員会のほうで出されたのかどうなのか。それをもとに議論されたのかという点で、あったら、ちょっと報告を求めておきたいなという部分です。

○総務文教常任副委員長（濱本 康裕君） 中学校の生徒数の今後の見通しの議論、データについてはありませんでした。（発言する者あり）失礼しました。財政に関してもそのような議論はありませんでした。

○議長（久保 雅己君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員会副委員長さんは、大変お疲れさまでございました。

次に、民生常任委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。今元委員長。

○民生常任委員長（今元 直寛君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月6日委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当りましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号、議案第10号並びに議案第22号から議案第24号について、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号一般会計予算について、福祉課関係では、委員より公立保育所の保育士及び調理員の雇用状況はとの質問に対し、久美保育所は正職員5人、非常勤職員9人の計14人、蒲野保育所は正職員4人、非常勤職員2名の計6人、日良居保育所は正職員5人、非常勤職員9人の計14人であるとの答弁でした。

臨時福祉給付金に関するシステム導入経費とはとの質問に対し、システム改修を行う。子育て

世帯臨時特例給付金事業分と合わせて、補助率10分の10の事業であるとの答弁でした。

自動車改造助成事業の対象者はどの質問に対し、障害者みずからが運転する場合の改造で、上肢・下肢・体幹機能障害の1級または2級の方を対象としており、1件10万円を上限とするとの答弁でした。

高齢者生活福祉センターしらとり苑及び和田苑の定員及び指定管理料の算定方法はどの質問に対し、定員は両施設とも10人で、指定管理料は、当該事業の前年度実績等に基づき、単年度ごとに決定しているとの答弁でした。

全国健康福祉祭やまぐち大会の開催の内容はどの質問に対し、10月18日と19日、東和地区の陸上競技場において開催し、種目はアーチェリーの予定である。対象は60歳以上の方で個人、団体選を合わせて152人の参加を見込んでおり、おもてなしや健康づくり教室もあわせて開催する予定であるとの答弁でした。

児童館の三期休業中の保育時間や延長保育の時間及び対象児童はどの質問に対し、平成27年度からは8時の開始予定とし、小学校6年生までを対象とする。延長保育時間は、現行と同様午後6時までであるとの答弁でした。

母子生活支援施設措置委託事業について、受入施設及び対象者はどの質問に対し、県内では、社会福祉法人防府海北園が設置している『沙羅の木』がある。対象者は、DV被害者等の母子であるが、今まで措置の実績はないとの答弁でした。

生活保護医療扶助費の算出方法及び就労自立給付金の内容はどの質問に対し、医療扶助費は前年度の実績をもとに5%増額して算出している。就労自立給付金事業は、生活保護受給世帯が、就労により生活保護法の最低基準を超える収入を得ると保護が廃止になるが、廃止になると年金や保険料がかかってくるので、廃止後の激変を緩和するため、廃止するまでの6か月間で収入を積み立て、10万円を上限として廃止の際に支給する制度であるとの答弁でした。

健康増進課関係では、質疑はありませんでした。

次に、議案第2号国民健康保険事業特別会計予算について、税務課関係では、委員より国保税の現年課税分及び滞納繰越分の算定基礎となる基準、また、現年課税分の世帯数及び被保険者数はどの質問に対し、現年課税分は、平成26年4月1日を賦課期日として、同年7月の本算定時の数値をベースに算定し、滞納繰越分は、平成26年10月末調定額に、5カ年平均収納率に調整率0.8を考慮した13.32%を乗じて算出している。また、現年課税分の算定基準となる総世帯数は3,854世帯、被保険者数は6,156人であるとの答弁でした。

均等割、平等割が大幅に増額しているが、どのような算定根拠となっているのかとの質問に対し、均等割、平等割及び所得割の関係について、応能応益割合を45対55とし、低所得者から中高所得者まで、浅く広く負担していただくように設定している。特に基準総所得金額の0円並

びに33万円以下の所得階層については重点的に検討しており、所得階層0円については普通徴収1期当たり増額分がおおむね1,000円程度となる見込みであるとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より歳出のうち、保険給付費が対前年6,734万9,000円の増に対し、歳入の保険税は、このたびの税率改正で対前年約8,400万円の増となっており、国保加入者に負担を求め過ぎているのではないかと思うが、この考え方は客観的な見方として成り立つのかとの質問に対し、一般論として国の制度設計上、保険給付に当たっては、保険税による負担50%、公費負担50%となっているが、各種補助金や共同事業等もあり、保険税だけで50%としているような自治体はないものと認識している。平成27年度当初予算の歳出のうち、保険給付費の見込み額は約25億円であるが、一方、歳入の保険税は約5億4,000万円と割合的にはかなり低くなっている。国保財政をめぐる昨今の制度的な状況として、後期高齢者医療制度の導入に伴い、被用者保険からの拠出金等で賄ってきた退職者医療制度の対象年齢が引き下げられ、これにかわり、前期高齢者に係る財政調整制度が新たに導入されている。後期高齢者医療制度発足後、国保被保険者は5,000人余り減少したが、保険給付費はその後増加の一途をたどっており、拠出金や補助金等では年々ふえ続ける医療給付費を賄うことはかなわず、国保制度の構造的な問題も確かにあるものとする。小規模保険者であることのデメリットを改善するため、財政基盤の強化に向けた県単位化が推進されているものと考えているとの答弁でした。

次に、議案第3号後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はありませんでした。

次に、議案第4号介護保険事業特別会計予算について、委員より要支援1・2については、国の制度変更の中で、地域で支え合うということが言われている。公営企業局は2つの老人保健施設を抱えているが、どのようになるのかとの質問に対し、現段階では、要支援のヘルパー、デイサービスだけを平成29年度までにボランティア等を活用した多様なサービスに必ず切り替えるとされているが、平成30年度からの財源について不明確なところがある。要支援1・2のヘルパー、デイサービスで、年間約1億円の経費がかかっている。仮に全てをボランティア等多様なサービスに移行すると、事業所の運営に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、予防の段階でリハビリ等の介護予防がなくなると、介護の重症化につながるのではないかと考えている。また、このたびの介護報酬2.27%の引き下げにより、老人保健施設も影響はあるものと考えているとの答弁でした。

次に、議案第10号公営企業局企業会計予算について、予算案の説明に先立ち、石原公営企業管理者より公営企業局の状況等について説明がありましたので、そのうちの各施設等の概要について御紹介いたします。

東和病院は、一般病床125床ですが、看護単位の関係もあり実質114床と救急病床2床で運営しています。医師は内科医5人、外科医2人、整形外科医1人の計8人の常勤医師と泌尿器

科、眼科、耳鼻科、皮膚科などの非常勤医師が勤務しております。また、発達小児科や肝臓外来などの特殊専門領域もあります。大島病院にもありますが、発達小児科は非常に好評で数カ月先まで予約が入っている状況です。肝臓外来の担当医師は、前山口大学消化器内科の教授で、日本肝臓学会の理事長をされた肝臓病の権威者です。大島病院にも専門の医師がおりますので、肝臓疾患の疑いのある方はぜひ一度受診ください。

次に橘病院ですが、一般病床36床、救急病床2床です。常勤医師は内科医2人、歯科医1人の計3人で、眼科医は非常勤となりますが、今までどおり橘病院と東和病院の外来を担当します。また、整形外科、外科、泌尿器科、耳鼻科、皮膚科は週1回ないし2回非常勤医師により外来診療を行っております。

大島病院は39床の一般病床と60床の医療療養型病床です。一般病床の基準看護は13:1です。医師は、内科医3人、外科医2人、皮膚科医1人及び昨年5月から眼科医が1人ふえました。眼科の患者さんは徐々に増加し、手術は5月まで予定が入っています。泌尿器科は、4月から山口大学や広島西医療センターの応援があり、外来および透析ともにカバーできます。また、徳山中央病院から脳外科医、周東病院から整形外科医2人が、さらに広島大学から耳鼻咽喉科医が外来を週2日担当しています。

次に老健施設について、さざなみ苑は80人の定員で、入所者76人を、やすらぎ苑は定員50人で、入所者49人を見込んでいます。やすらぎ苑では、約2億3,000万円をかけて改修した結果、入所者や通所者が快適なりハビリを受けています。

収入に大きな影響を与えているのは、入院・外来及び入所・通所者の人数に加えて、1日当たりの診療単価等があります。1日当たりの入院単価が、他の病院と比較して安価です。すなわち安い医療費で、高度な医療が受けられます。地域医療には依然として厳しい時代ですが、経営改善に全力を上げ、信頼される病院づくりに職員一丸となって努めてまいりたいと思います。石原公営企業管理者からは以上であります。

それでは、質疑内容について報告いたします。

委員より3病院の経営は大丈夫か。また、経営コンサルタントはどのような状況かとの質問に対し、当初予算の業務量を維持できれば、どうにかやっていけるが、入院及び外来単価、看護基準を上げていかないと厳しい。そのため、宣伝も兼ねて昨年からは企業局ニュースを発行しているので、なるべく町内の病院を利用していただきたい。経営コンサルタントについては、公営企業局の将来というわけではなく、現状を堅持しつつ、職員を減らさず、いかに診療報酬請求から利益を上げるかを模索している。単価が上がれば、赤字が圧縮できるという形でコンサルタントをお願いしているとの答弁でした。

看護学校の交付税単価引き下げへの対応はとの質問に対し、簡単に授業料を上げたり、学生数

をふやしたりするわけにはいかない状況があり、さらに、車で通える社会人学生の影響もあり、寮関係の収入もあまり見込めず、現在模索しているとの答弁でした。

企業債償還に対する交付税の見込はとの質問に対し、元利償還額に対し、約38.9%の交付税措置を見込んでいるとの答弁でした。

大島病院の准看護師が2人減となっているが、他の職員の負担増とならないようにするための対策はとの質問に対し、東和病院の看護師不足により、大島病院から東和病院へ2人の看護師を転出しているが、平成26年度に育児休暇を取得していた看護師5人の復職により、対応できるものと考えているとの答弁でした。

電子カルテなど、病院間で連携を図るためにも、更新時期に3病院のメーカーを統一できないかとの質問に対し、統一するとなると、現システムからの移行に莫大な労力と費用がかかるため難しいとの答弁でした。

次に、議案第22号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、委員より平成26年度までの市町村民税非課税世帯の階層は残るのかとの質問に対し、市町村民税非課税世帯の階層はそのままである。第4階層から第8階層まで、所得税額で決定していたが、平成27年度からは、全ての階層において市町村民税額で決定するとの答弁でした。

次に、議案第23号周防大島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定及び議案第24号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、委員より包括的支援事業に必要な職員の人数は、4.5人ということだが、これは5人と考えたらいいかとの質問に対し、包括支援センターの職員は、包括的支援事業及び介護予防ケアプランの作成のほかに介護予防事業も実施している。保健師がそれぞれの業務を兼務しており、包括的支援事業と介護予防事業に係る人数が4.5人であるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 放課後児童クラブの運営において、4月からの利用者の改正負担金、このことについて質問があったかどうかお尋ねします。

○民生常任委員長（今元 直寛君） その件に関しては、質疑はありませんでした。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。田中委員長。

○建設環境常任委員長（田中隆太郎君） おはようございます。建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月6日、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の付託議案5件について、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当りました順次に沿って、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

上下水道課関係の一般会計では、委員より、衛生費県補助金の水価安定補助金が数年前から年々少なくなってきたが、何年度から減少し、また、いつまで交付されるのかとの質問に対して、補助は末端水道事業と暫定措置分とに分かれており、暫定措置分は平成24年度からの制度で、この部分が年々減少していることが主な要因である。また、暫定措置分については平成28年度が最終年度となるとの答弁がありました。

広域水道企業団に対する起債償還等の繰出額はどのような状況かとの質問に対して、平成27年度は元金、利子合わせて1,620万5,000円で、残高は平成27年度から最終の平成32年度までで3,407万4,000円になっているとの答弁がありました。

簡易水道事業特別会計では、委員より、町全体に以前、地区水道の区域であったところを含め水道管が布設されていると思われるが、水道に関しては生活する上で、なくてはならないものであり、古い水道管の更新を含め、その対策と対応はどの質問に対して、耐用年数が40年を超えている管路延長は、約47キロメートルで、全延長の13%程度である。今後、上水道創設統合による、公営企業会計移行に伴う、資産調査を踏まえて更新計画を策定する予定であり、漏水対策の予算については、平成25年度が970万円の支出で、毎年1,000万円前後の費用を見込んだ予算計上をしているとの答弁がありました。

滞納繰越分に対する収納向上に向けてどのような対策を講じているのか。また、給水停止等は可能なかとの質問に対して、過年度分については税務課徴収対策班と協力し、電話での催告、納付相談、訪問徴収等を実施。現年度分については上下水道課で文書、電話による督促を行っている。

また、一定の収入があるにもかかわらず支払わないといった悪質なケースについては、最終的

に給水停止を想定した対応が必要であると考えている。税務課徴収対策班と協力し、収納率向上に努めるとの答弁がありました。

次に、下水道事業特別会計では、委員より久賀・大島地区の供用開始する時期と地域はとの質問に対し、平成31年から一部供用開始の計画で、浄化センターに近い椋野地区からの予定であるとの答弁がありました。

久賀・小松地区の下水道整備に関連して、ある一定の年数以内に下水道の供用を開始する地区内は合併浄化槽補助金の対象外と聞く。工事開始から二、三年で供用開始するところもあれば10年以上かかる地域もあると思われるが、どのような基準で設定しているのかとの質問に対して、既に供用開始がされた他地区の下水道事業と同様に、5年から7年での供用開始区域に決定された地区は、国の補助対象基準と同様に合併浄化槽補助金の対象外で、それ以外の地域は補助対象区域になっているとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計では、委員より農業集落排水事業の町内6地区の水洗化率は、また、水洗化率の低い地区があればその対策はとの質問に対して、平成26年3月末で戸田地区76.33%、沖浦西地区71.11%、沖浦東地区66.67%、日良居地区82.92%、秋地区46.64%、和田地区81.19%、全体で75.37%の水洗化率となっている。

また、水洗化率の低い地区についても数件の加入はあるが、さらなる加入促進が必要と考えているとの答弁がありました。

次に、漁業集落配水事業特別会計では、委員より水洗化率、滞納繰越額と件数はとの質問に対し、平成26年度の見込み額は滞納繰越額が53万円で、期数は80期分となっている。水洗化率は96.89%となっている。

また、所管する他の特別会計と同様に収納率向上に努めるとの答弁がありました。

次に、生活衛生課関係では、委員より解体予定の庄南住宅には居住者はいなかったのか。また、ほかに解体する住宅はどこかとの質問に対して、庄南住宅は5戸のうち、平成20年3月に入居者が退去している1戸を解体する。今年度の解体工事は庄南住宅のほかに真宮住宅1戸と三蒲の中塚住宅1戸を解体する予定であるとの答弁がありました。

住宅の家賃の滞納額の合計と過年度徴収した額は。また、住宅の家賃の滞納について、滞納に係る具体的な決まり等はあるのかとの質問に対して、今年度の4月時点で滞納額は6,298万円、過年度徴収した額は約200万円である。

また、周防大島町住宅家賃等の督促等事務処理要綱により、当月分を滞納すると督促状を送付し、6カ月経過後も滞納すると催告書を送付する。それでも支払わない場合は職員が訪問したり、連帯保証人への納付指導依頼を行うとの答弁がありました。

公衆トイレについて、今後の新築事業については順次設置のないところに建てていくと考えて

よいか。また、公衆トイレの管理費はどうなるのかとの質問に対して、自治会から要望があり、下水道が整備され接続可能なトイレの場合については、必要と判断したところから優先的に改修するようにしているが、下水道が整備されていない地区への公衆トイレ建設の予定はない。

また、町が建設したトイレの管理は自治会などに行ってもらっており、管理費は町が予算計上している。町からの補助金により自治会が建設した公衆トイレについては、町の所有ではないので管理費は計上していないとの答弁がありました。

次に、商工観光課関係では、委員より中小企業従業員住宅は要望により建てたということであるが何戸あるのか。単身者向け、世帯者向けは何戸あるのか。使用料はどの程度下がったのか。また、建築後何年経過しているのかとの質問に対して、全体で48戸であり、1DKが28戸、2DKが12戸、3DKが8戸ある。使用料は対前年で、月額で28万1,500円の減額となる。

また、平成5年から貸し出しを行っているとの答弁がありました。

体験交流型観光推進事業は歴史が浅いが、年度ごとの学校数、生徒数はいくらか。また、リピートの学校は平成27年度は何校あるのかとの質問に対して、平成20年度は1校212人、21年度が2校226人、22年度が1校199人、23年度が20校3,129人、24年度が24校4,168人、25年度が18校2,438人、26年度が20校2,982人の修学旅行生を受け入れた。平成27年度でのリピートの校数は、今現在受け入れを予定している23校のうち14校が2回以上の学校であるとの答弁がありました。

燃料の変動が指定管理者の経営に大きく影響していると思われる。指定管理料について、前回、燃料費の高騰に伴い指定管理料を増額したが、燃料が安くなったら指定管理者の儲けになるのか。指定管理をするときに航空機のような油の価格に連動した燃料サーチャージ的な方法は考えられないかとの質問に対して、指定管理料については、予算書の債務負担として指定申請書の中にある指定管理料をもとにしており、それに対し増減があるということは常に債務負担行為の補正の議決が必要ということになる。そこでリスク分担上、物価の変動は指定管理者の負担という条件で公募しているとの答弁がありました。

次に、農林課関係では、委員より町内にわな猟免許を取得している人は何人か。また、地域と期間を定めて町外からの有害鳥獣駆除従事者の受け入れはできないかとの質問に対して、わな、銃を含めた狩猟の登録者は73名である。銃については発射制限があり、民家からの発射距離、撃つ方向などもあるので、地形的に熟知した人でなければ銃による駆除は非常に難しい。

また、わなについては頻繁に見回る必要があり、イノシシがかかっているのに獲りにきてくれないため悪臭が発生するといった苦情も生じるので、なるべく地元の中で対処したいと考えているとの答弁がありました。

新規就農者確保事業の2,202万円について、対象者が何人で1人当たり何年間の補助があるのか。また、夫婦型の要件とはどの質問に対し、新規就農者について対象者は14名で、夫婦型もある。青年就農給付金の準備型は2年、経営開始型が5年で最長7年になる。

また、青年就農給付金の額は通常1人当たり年間150万円であるが、夫婦特例については75万円が上乗せされて225万円の支給となる。夫婦特例は家族協定を結び、農業に対する取り決めをした場合に特例として認められるものであり、役割分担を決めて家計をやりくりするための文書を交わした後に特例として認められるものとの答弁がありました。

多面的機能支払事業の内容と実施箇所数はどの質問に対して、農地の持つ機能には水源の涵養や景観形成等があり、そのような土地に対して耕作者と地元自治会などで組織を設立し、維持管理をすることにより交付金が交付される事業である。農地の管理に加えて水路の泥あげ、農道の草刈りを行う等の活動に対し、交付金が支払われる。これまでの農地・水保全管理支払交付金という制度を組み替えた事業であり、現在の取り組みは久賀の畑能庄と家房の2カ所で、新規に3カ所を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、水産課関係では、委員より有害生物駆除について町が単独で駆除を実施しても効果が見込めないという理由から年々予算が削減されており、建網等の食害による漁業被害は深刻なものとなっている。今後も予算計上を検討できないかとの意見に対して、平成27年度はエイ類に限定している。柳井地区広域会議にも議案上程しており、広域として実施する補助事業化を目指している。その動向により検討していきたいとの答弁がありました。

種苗放流事業について、赤貝が好調で漁獲高も増加した。県漁協浮島支店の平成26年度の放流実績は。また、海底清掃は平成27年度に実施するのか。漁場清掃は環境省の事業かとの質問に対し、平成26年度の浮島の放流数は2万6,000個で、平成27年度が4万個となっている。海底清掃は平成27年度実施予定で、時期は来年の年明けとなる。当課としては、27年度をもって事業完了とする方向で検討中である。

また、漁場清掃は環境省の事業であり、日常就業中に漁業者が回収したゴミを処分する費用を予算計上したとの答弁がありました。

ニューフィッシャー確保育成推進事業について今年度の実施人数はどの質問に対し、町が補助を始めた平成23年度からの集計で新規漁業就業者は44名あり、そのうち11名がこの支援事業を利用している。平成27年度は研修支援が1名、経営自立化支援が10名、漁船乗組員定着促進支援が1名の合計12名を予定しているとの答弁がありました。

次に、建設課関係では、委員より今回の新年度予算編成において、どの程度各地区からの要望が予算に反映されているのかとの質問に対して、各地区からの要望はできる限り予算に反映させ対応しているが、年度途中においては緊急性がある工事も発生するので、その場合は緊急性を考

慮し、次年度の対応となる案件も出てくるとの答弁がありました。

若者定住住宅調査の委託では下水道も考慮すべきと考えるがどうなるのか。また、住宅の土地の選定で公共下水道の区域に決定した場合、公共下水道の開通が七、八年後となれば合併浄化槽での建築となることも想定されるが、その場合においては町が助成を行う考えはあるのかとの質問に対し、現時点において、若者定住住宅の建築において合併浄化槽の助成が行えるか決定していないが、今後はあらゆる角度から検討していくとの答弁がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私は特に指定管理や実地的な、いわゆる団体補助までいかなくても、いわゆる商工観光そのほか観光協会に対する補助について本会議で大体聞いてきておるんですが、委員所属のいわゆる委員会の指定管理について具体的な積算根拠とか改めて出されたかどうか。これが1つ目です。

それとあわせて実際に商工会や観光協会というふうな、それなりに一定の補助を通じて運営をしよるという状況です。ほいで、その予算要望時点といわゆる実際の予算額の開き等について実地的な、例えばしすぎ等があったのかどうなのか、聞いちょきたいというふうに思います。

○建設環境常任委員長（田中隆太郎君） 指定管理につきます根拠については質疑はありませんでした。商工会観光課についての質疑もございませんでした。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。暫時休憩します。10時45分まで。

午前10時35分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 反対の立場から討論しちょきたいというふうに思います。

よく議論のテーマが、一般会計内の他会計繰出金、ここについて議論してきました。

今年度も、かなり他会計繰出金をふやさんといけん部分があるというふうな、もう議論の余地のないところです。私のほうはもうずっと議論しました。

そういう中で、今年度対前年度と単純比較はできませんが、一応、減額ということになっている、全体として減額ということになっております。

そしてまた、基金の見方、これについても議論してきました。基金のうち、とりわけ26年度末、一応この新年度予算をつくる段階で幾らかということで、48億3,000万円余りということで、この基金を、どう福祉や暮らしの部分で充てていくかということが、町長とかなり隔たりがあるなというところが討論のテーマでした。

実際的に、これは特別会計に係る部分ですので、その会計で見ていきたいというふうに思いますが、それが柱であります。

あと、産業の分野では新メニューも入っておりますが、実際的には、表現は悪いんですが、例えば、イノシシ対策に力を注いでほしいということも私以外の各議員も言われてきましたが、予算的には微増という状況です。微増という状況です。その辺を含めて考えてみていただきたい。

それと、今年度の特徴として、4年間実施してきた住宅リフォーム助成事業、これも近隣市町村よりは4年というのは、一応、長いと、長いと言いますか、割と長期に行ったというふうには評価しております。しかし、それがばっさりゼロになると、やっぱりまだ需要があるんじゃないかなという、私は立場であります。やっぱり、今日採決される補正で若干見直しがあるかもわかりませんが、実際的には、ばっさりするべきではなかったかなというふうに考えております。

ぜひ、町長のほうは、高齢化した町で本当に介護保険に頼る状況、国民健康保険に制度に頼る状況、そしてまた、後期高齢者に頼る状況、世帯数がかなりふえておりますので、その辺をやっぱり考えて、直接的繰り出しができなければ、やっぱりどうにかして一般会計で、充実していくという立場をぜひともとっていただきたいということを述べて、討論といたします。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成27年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案2号、平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計について、反対の立場から討論しちよきたいというふうに思います。

この件も、実は値上げの中でかなり議論した部分です。言いますのが、国保世帯の動向をぜひとも考えてほしいというのも今までの議論のテーマでした。

すなわち、基本的にはかなり所得が低い層が加入する制度だということ。そしてまた、急に倒産そのほかで他に健康保険制度に入ることができない、そういう人が加入する制度です。そして、年金者で後期高齢者移行前の方、この方が入る医療保険制度です。

そういう中で見てみますと、確かに周防大島町の繰り入れ状況といえ、それなりにこの数年間、努力されてきたというふうには思うております。しかし、年度途中の繰り戻しということに対しては、私は、いつも言っていたのは、それは、会計に残しちよったほうがいいですよと、会計にね。そうすると、その会計の基金に残しとくことによって大幅な引き上げはストップすることができるんですよという答弁をしました。

今年度、状況を見てみますと、その他部分の一般会計からの国保会計への繰り出し、これが、その他部分で約2,000万円減額されております。それと、実際的な国保基金の基金の状況、これ5,000万円ぐらいあります。

そういう中で、町長からすると実際的には「そうはいかん」という考え方をしちよるかもわかりませんが、私は国保会計を見るならば、今回の国保税引き上げによる8,000万円の、余りになります、その引き上げは、繰り入れと基金の取り崩し、それでできるんだということ、あえて、改めて、言いたいというふうに思います。

それと、議論の中で町長も言われましたように、いわゆる県一、18年度に移行する部分で、実際的には、私は、周防大島町の国保加入者はもともとと厳しくなっていくんじゃないかなというふうに私は考えています。平成18年度県一になることによって、会計そのもの加入者そのもの、厳しくなるいうふうに考えております。

そのことを付け加えまして実際的な反対討論ということにしちよきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（久保 雅己君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。
議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。
議案第4号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算、これについて反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

介護保険制度、今回6次が出発します。实际的にどういう状況かという分で討論しちょきたいのは、一つは5次計の中で、実は介護保険料標準ペースでの月の平均、これが県下で3番目に高くなつちよると、県下で3番目、5,000円を超えております。それが、一つです。その状況をただ単に加入者が多いからだけで言えない部分があるというのが、一つです。

それとあわせて、实际的に私はこの点でも、本来国がきちっとしなければならない部分が、実は介護事業所に対する締めつけと言ったら語弊があるかも知れませんが、かなり運営が厳しくなっていく方向で、実は大幅なカットが今年度されております。

それと相反するように処遇改善ということで、国の予算立てができておりますが、そこんところを考えると、実は一般会計で見ている指定管理料にも実は響いてくるんだという点を言うちよきたいというふうに思います。

言いますのが、基準どおりでなけりゃあ支出することができん、ほじゃが实际的にはそれでは運営できない事業所が出てくるということでもあります。

今、民間でいわゆるそれなりに運営しているところも、数年後にはその施設自体も厳しくなっていくということは、今の国のやり方をしとったら大変な状況がある、いうふうに私は見ております。

そういうところを見れば、今のうちに一定の手を打っていく、特に町と指定管理委託関係を結んでいる施設については、やっぱり今からかなり考慮に入れていかんといけんのんじゃないかなというふうに考えております。

これは、町長から言わせれば国の制度改革だからしょうがないと、いうことだけではいけない部分があるんだよと言うために、あえて討論しちよきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に賛成討論はありますか。松井議員。

○議員（15番 松井 岑雄君） 私は反対の賛成の立場で討論していきたいと思います。

いろいろ国の施策として介護報酬の引き下げとあって、いろいろ言われましたけども、実際に見てみますと、介護職員の処遇改善をしようじゃないかっていうのが当たり前の話で始まったわけでごさいますて、職員1人当たり1万円2,000円程度の報酬をあげましよう、ただし企業としての取り組みについては、全国平均で10兆円ぐらいのお金を持っていらっしゃる利益が上がっているわけですし、その約2割ぐらいがほとんどの高額を得てるわけでありまして、

だから、その部分を6%引き上げましようとの国の施策でやりましたけども、それはちょっと多過ぎるっていうんで、2.27%まで引き下げたと、こういう現実がありますので、やっぱり多くの介護職員、介護をする職員、あるいはまた介護をされる方が日本全体で非常に高くなっていますので、ある程度、サービスは充実しなさいと、ただし報酬は下げなさいというのは、これは真反対でありまして、やっぱり報酬をするためにはその費用負担がいるわけですから、どうしても仕方がないところがあります。

まだまだこれから、高齢が続いてきますので、もっとひどい現実になると思いますけども、おかげさまで私も後期高齢者の保険証をいただきましたので、大変になるとは思ってましようけども、やはりそういったプラマイの部分がきちんと見えるような状態で、今の時期にこういうことが必要だということをやっぱり皆さんで考えていただくことがとても大事な要件であろうと、私は考えております。

以上で、賛成をする立場で討論をさせていただきました。

○議長（久保 雅己君） 次に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第10号平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算について賛成の立場から討論しちよきたいというふうに思います。

公営企業局の体制については、他の特別会計と同様、かなり厳しい状況です。この点では、町長のほうは、一定程度、過疎債の適用を含めてかなり支援してくれちよるというふうに、私は思うております。

そのうち、国の悪政部分、私はいままで議論してきたように、例えば、無料バスの運行。これは、長い月日やってきました。そういう中で、実際的には年間600万円、今度、新たにカットされる。これは国の政策変更かどうかちよっとまだ十分わかりませんが、カットされるとか、そしてまた、消費税の引き上げ、最終消費者として消費税の負担。そして、医療を含めても、負担のほうは1億もつれようけださんにやいけない、預かりもありませんから出さなければいけない、そういう厳しさ。そして、看護学校、これが基本的には、国の負担分の引き下げによって、2,000万円引き下げられるという状況があります。

そういう中でも、私は3病院2つの老健、そして1つの看護学校、これを運営するために全力を挙げていただきたいという立場であります。

今回の特徴も皆さん方は既にわかっておられますように、大体、前年度と前年度からの赤字部

分、これが約4,000万円ぐらい残っちゃんじゃないかと、合併して初めての繰り越しの赤字分です。そしてまた、今年度の赤字見通し分、これが1億円ぐらいあります。決して楽な運営ではないという状況があります。

しかし、これは地方自治体が運営する病院の中では、ほとんどの自治体はかなり厳しい運用をされている。また、赤字という表現で、かなり追い込まれている状況です。にもかかわらず、私はあえてここで討論してきたのは、本当に町民のためになる運営、これをぜひとも行っていただきたい、いう立場から討論してきました。

確かに、いろんな諸問題はあるかと思いますが、運営に際してやっぱりその視点を忘れないように、運営していただきたいということを申し述べまして討論ということにしたいと思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成27年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号周防大島町総合計画策定条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第22号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第57号

○議長（久保 雅己君） 日程第18、議案第57号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

質疑は3月17日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第57号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 賛成の立場から討論しちょきたいというふうに思います。と言いますが、私は昨年のこの議会で言いましたように、繰り越しについては慎重にあるべきだということ述べました。

ですから、今回の繰り越しについて、御承知のように繰り越し内容と指摘があるのが2点であります。海岸保全整備事業の4,267万3,000円、それと道路新設改良1億2,689万3,000円。ここについてはあえて賛同しかねるんだと、それでないとな私自身の議会活動に影響

響が出るんで、それはだめだよということをまず言って、ほじゃなぜ賛成するのかという点であります。

私は、一つはここに住んでおる人々の予算、いわゆる生活にどうかかわっていくのかということで、今までも町長のほうとは割と議論さしてもらいました。

そういう中で、評価すべき部分として、医療費無料化の前進。これは、評価すべきことであって、直接的に子育て世代に対して影響は大きい、いうことであります。

特に、私自身が旧大島町時代にずっと制度をつくるに当たって、小学校3年生まで無料だよということで、これは県内で初めてやりました。その後、ずうっと発展していったと、今、小学校6年生までです。そういう中から、今どうかって言ったら、やっぱり中学校卒業まで無料にすることが、ある意味、これ全国の自治体の例を見てもらいたいんですが、進んできた運動もあったろうし、進んできた内容だというふうに考えております。

あとは施行に対しては、余り無駄を、結構予算がついておりますので、中身をきちっと対応しながら施行していただきたいということを述べて賛成討論としたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第57号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第19．議会活性化に関する特別委員会の設置について

○議長（久保 雅己君） 日程第19、議会活性化に関する特別委員会の設置についてを議題とします。

なお、特別委員会の目的等については、既にお手元に配布してあるとおりでございますので、御高覧のほどよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。

議会基本条例及び議会議員政治倫理条例について、特別委員会を設置して、調査・研究をしてまいりたいと思います。

本案については、委員会条例第5条の規定により、6人の委員で構成する議会活性化に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、期間は平成27年3月18日から平成28年11月13日までとし、閉会中の継続審査（調査）とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員で構成する議会活性化に関する特別委員会を設置し、議会基本条例及び議会議員政治倫理条例の調査・研究について、これに付託の上、期間は平成27年3月18日から平成28年11月13日までとし、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

お諮りします。委員の指名につきまして議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認め、お諮りします。

ただいま設置されました議会活性化に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、田中隆太郎議員、荒川政義議員、今元直寛議員、吉田芳春議員、新山玄雄議員、松井岑雄議員、以上6名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の議員を、議会活性化に関する特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会活性化に関する特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされますようお願いいたします。

暫時休憩します。11時40分まで。

午前11時20分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化に関する特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長松井岑雄委員、副委員長荒川政義委員が互選されました。

よろしく願い申し上げます。

日程第20. 議員派遣について

○議長（久保 雅己君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（久保 雅己君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。

ただいま、可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その扱いを議長に、一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしを認め、決定いたします。

○議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

これにて平成27年第1回定例会を閉会いたします。

午前11時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 久保 雅己

署名議員 小田 貞利

署名議員 松井 岑雄